

長沙呉簡中の名籍について・補論

—— 内訳簡の問題を中心として ——

關 尾 史 郎

はじめに

先に私は、長沙走馬楼 J22から出土した三国・呉時代の簡牘（表題を含め、以下、「長沙呉簡」と略記）に含まれている名籍竹簡について、主として表題簡や帳尻簡を手がかりとしながら、それが「吏民簿」、「諸吏簿」、「叛走簿」、および「師佐簿」などからなっていることを明らかにした【關尾2006】。帳尻簡は各層位（吏民簿で言えば、戸〈家〉、里、そして郷という層位がある）の集計を記した集計簡でもあり、吏民簿以下全ての名籍について集計簡の存在を確認することができた。しかし集計簡とそれに随伴する内訳簡については、紙幅の都合もあって突っ込んだ検討を行うことができなかった。この内訳簡とは、集計簡に接続して編綴され、その内訳を記した簡のことである。一般的に集計簡はこの内訳簡を随伴することになっており、両者は不可分の関係にあった。

そこで本稿では「補論」と題して、名籍の集計簡に対応する内訳簡について、初歩的な検討を行うことにしたい。名籍の内訳簡については、既に安部聡一郎や小林洋介によって検討がなされており【安部2004】・【小林2005】、本稿はこれらの成果に学んだ一つの結果でもあるが、より悉皆的な検討とそれを踏まえた分類を試みる。それは全竹簡を対象とした分類を旨としているからである^①。

1. 集計と内訳

名籍のうちで最も一般的な吏民簿の場合、戸（家）ごとの口数を集計する集計簡の形式は多様であった【安部2004】。そのなかに、以下のような形式の集計

簡が若干だが含まれている。図録本【整理組(編)2003】を手がかりにしながら、列挙する⁽²⁾。

- ア 右禮家口食合 | 四人 | 其^{三人男}_{二人女} (6)
- イ 右馬家口食合 | 五人 | 其^{二人男}_{三人女} (9)
- ウ □ | 其^{□□男}_{五人女} (386)
- エ □ | 其^{二人男}_{□□} (459)
- オ □ 毘^{□□男}_{□□} (460・編綴箇所不明)
- カ | 右郷家口食七人 | 其^{四人男}_{三人女} (934)
- キ 右桑家口食三人 其 □ (1220・編綴箇所不明)
- ク 右馬家口食十人 毘 □ (2560・編綴箇所不明)

これら8点だが⁽³⁾、いずれも欠損部分が大きく、わずかにア・イ・カの3点で文字部分が完存しているにすぎない。この3点から見ていくと、先ず集計を意味する「右」字に始まって戸主(戸人)の名、そして口数(口食)が記され、中間を空けて大き目の「其」字があり、その直下に2行に分けて男女それぞれの口数が小字で記入されている。男女の和が上の口食であることは言うまでもない。アとイでは、「口食」の2字と数字の間に「合」字があり、その数字が男女の合計数であることをわざわざ示している。それに対して「其」字は合計数の内訳を導いていると考えることができよう。ただア・イとカでは、冒頭の「右」字の位置が前者では三段書きの一段目中ほど、後者では二段目というように、その形態も若干異なっている。作成者や作成場所、さらには作成年代が異なっていた可能性が高い。しかし先ず合計数を示して、次にその内訳を記すという形式は一致しており、等しく戸ごとの集計簡であることは認めてよいだろう。そしてこれらは戸ごとの集計簡であると同時に、「其」字以下の記述により、内訳簡でもあったということになる。なおカのみならずキやクにも「合」字は確認できない。したがってア・イのような形式、すなわち集計を導く「合」字と、内訳を導く「其」字が必ずしも対応関係にあったというわけではないよ

うである⁽⁴⁾。

集計された事項とその数字も、内訳となる事項とその数字もこのように小さい場合、集計と内訳が1点の竹簡に書写されることがあった。しかしそれはむしろ例外であり、多くの場合、例えば吏民簿と言えば、郷の戸口数とその内訳は別々の竹簡を用いて書写された。既に紹介したように【關尾2006】、少なくとも集計簡には内訳は併記されていないのである。となれば、これらの集計簡に対応する内訳簡はどのようなものだったのだろうか。そもそも内訳簡は作成されたのであろうか。また作成されたとして出土しているのだろうか。これらの問題が本稿の主題となる。

2. 諸吏簿と叛走簿

最初に諸吏簿と叛走簿について見てみよう。諸吏簿とは、吏とその家族の名籍であり、叛走簿とはそのなかで吏の「叛走」した家族だけを抽出した名籍である。吏は一般的な名籍である吏民簿にも登載されていたが、それとは別に吏とその家族の生死や疾病など詳細な現状を把握するために作成されたのが諸吏簿であると考えられる。最初に諸吏簿と叛走簿の集計簡（帳尻簡）を掲げておく。

ア | 右尚書吏三回 (8617)

イ 匚□郷郡縣吏 | 兄弟合十五人前後各叛 | 走□趣劉陽吳昌醴陵□ (7454)

アが諸吏簿の、イが叛走簿のそれぞれ集計簡である。諸吏簿は郷ごとに作成され、送り状を付して県に送達されたと考えられるが、その本文は、戸主簡と家族簡からなっていた。戸主簡は冒頭に郡吏、県吏、および尚書吏など所属先があり（州吏や軍吏もあったであろうが、实例はない）、続いて戸主でもある吏の姓名と年齢が記されていた。また家族簡には、竹簡1点について2名まで、それぞれ戸主との続柄、名、そして年齢などが連記された【關尾2006】。おそらく各郷とも、吏の種類ごと、すなわち郡吏なら郡吏を集めて簡を配列したので

あろう。アはそのうち尚書吏を戸主とする簡を配列した最後に付された集計簡だったと考えられる。全体の帳尻簡となったであろう集計簡には、吏全ての戸数が明記されていたものと想像されるが、出土例はなく、それに随伴していたと思われる内訳簡も残念ながら確認できない。アのような尚書吏だけの集計簡には内訳簡は不要だったようにも思われるが⁶⁾、いずれにせよこれに対応すると思われる内訳簡も確認できない。

一方の叛走簿とは、県に送達された諸吏簿から叛走者だけを抽出しれ作成された名籍と考えられる。イはその叛走簿全体の帳尻簡であった可能性が高いものだが、これに対応すると思われる内訳簡は見出すことができない。叛走簿の本文は、吏の姓名と続柄、叛走者本人の名と年齢、叛走した年月日などが列記された。帳尻簡であるイには、末尾に劉陽以下、臨湘県近郊の県名が列挙されているが、本文には叛走先を含めて地名が併記された例はない。本文の記載事項をふまえて内訳簡が作成されたとすれば、叛走者の戸主である吏との続柄や、叛走年次などによる区分により内訳の数字が記された可能性が想定されるが、そのような区分がどれほどの意味を有していたかは判然としない。したがって叛走簿全体の集計簡に対応する内訳簡は作成されなかったということも考えておくべきだろう。

3. 内訳簡の集成 — 師佐簿の場合 —

それでは、手工業に従事する「某師」・「某佐」とその家族の名籍である師佐簿の場合はどうだろうか。師佐簿に記載されているのは、長沙郡の属県（一部、郡外を含む）を本貫とする師佐（以下、「師佐簡」とその家族（以下、「家族簡」。なお家族の一部に「物故」者を含む）の名籍である。またこれとは別に召喚先の臨湘県で死亡（物故）した師佐とその家族について記したものもある（以下、「物故簡」）。この物故簡も師佐簿の本文を構成していたと思われる。原則として物故簡の集計簡には、師佐の家族の和が記されており（この場合は師佐自身は死亡しているから、ゼロ）、それ以外の師佐簿の本文の集計簡には、師佐とその家族の和が記されていた。この2種の集計簡をさらに合計して本貫の

県ごとに師佐とその家族の総計を記した帳尻簡が作成された【關尾2006】。物故簡の集計簡も師佐簿本文の集計簡もきわめて簡単な形式なため、内訳簡は随伴されておらず、最後の総計を記した県ごとの集計簡だけに随伴されていたと考えられる。

師佐簿の分析は既に羅新や韓樹峰らによって行われており【羅2005】・【韓2004】、とくに韓は全体の形式の復元も試みている。その成果に加えるべきは多くはないが、とにかく師佐簿の内訳簡と考えられるものを列举してみよう。

- ア 田^田人 | 單身 (1404)
- イ | 其子二人在本縣 | (5824)
- ウ | 子^子女一人見今送 | (5825)
- エ | 其師佐廿九人妻子五十 | 五人今見送 (5899)
- オ | … | 人見今送 (5902)
- カ 其 | 十四人師佐弟妻子廿一 | 人見今送 (5907)
- キ | 其一人別使 | (5916)
- ク | 其妻子四人見今送 | (5920)
- ケ | 其兄弟妻子十六人 | 在本縣 (5931)
- コ | 其師佐五人妻子五人見 | 今送 (5974)
- サ 其 | 十六人弟妻子在本 | 縣 (5978)
- シ | 其妻子六人在本縣 | (6014)
- ス | 其兄弟妻子十四人^困 | ^困縣 (6019)
- セ 三人母弟妻子在本縣 (6032・編綴箇所不明)
- ソ | 其妻子八人在本縣 | (6617)
- タ | 其師佐十八人母妻子 | 女五人見今送 (6671)
- チ | 其十二人師佐妻子十九 | 人見今送 (6675)
- ツ | 其妻子三人見今送 | (6719)
- テ | 其妻子三人見今送 | (6726)
- ト 人師^困卅四人…見送 (6739・編綴箇所不明)
- ナ 十一人妻子… (6773・編綴箇所不明)

- ニ | 其一人弟妻子在本 | 縣 (6806)
ヌ | 其四人兄妻子在本縣 | (7357)
ネ | 其子一人別匱□□ | 録送 (7435)
ノ | 其妻子 人在 | 本縣 (7439)
ハ | 其妻子八人在本縣 | (7473)
ヒ | 其師佐十田囚妻田十 | 二人合廿九人見今送 (7497)
フ | 其師佐十八人母妻 | 子廿二人見今送 (7507)
ヘ | 其師佐十二人母兄妻 | 子十八人見今送 (7524)
ホ | 其妻子六人見今送 | (7537)
マ | 妻子三人困困縣 | (7546)
ミ □ | …師佐… | 見今送 (7547)
ム | 其十人在本縣 | (7561)
メ □□□ [師] 佐一人母弟妻子在本縣 (7608・編綴箇所不明)
モ | 其師佐廿九人妻子五十九 | 人今見送 (7878)
ヤ | 其二人在本縣 (7918)
キ | 其廿七人師佐母妻 | 子□ (7925)
ユ □其廿人師佐母妻子十五□ (7929・編綴箇所不明)
エ | 其二人在本縣 | (8205)
ヨ | 其二人使劉武昌 | (8207)
ラ | 其一人見今送 | (8215)
リ | 其師佐五人妻子□人 | 見今送 (8241)
ル □□□六人在本縣 (8273・編綴箇所不明)
レ | 其五人… | … (8359)
ロ 其一人見今送 (8729・編綴箇所不明)
ワ 其師佐廿七人母妻子□ (8753・編綴箇所不明)
ヲ | 其四□ (8945)

最後のヲのように、師佐簿の内訳簡と断定できないものや、トのように員数が多くてむしろ集計簡と考えられるようなものもあるが、これらも含めて計47

点に上る。形式としては、三段書きの二段目冒頭から「其」字に導かれたデータを書写するのが一般的であり、最後は「在本縣」もしくは「見今送」⁽⁶⁾で結ぶものが大部分を占めている。員数は師佐やその家族（母妻子・妻子・子・母兄妻子・兄弟妻子・弟妻子など）の数だが、一部に「其」字以下に員数だけが記されているものが混在している。キ・ム・ヤ・エ・ヨ・ラ・ロの7点だが、このうち「在本縣」が3点（ム・ヤ・エ）、「見今送」が2点（ラ・ロ）、「別使」（キ）と「使到武昌」（ヨ）が各1点である。あるいはこれらは、師佐とも妻子などその家族とも明記する必要がなかったのだろうと推測できる。つまり集計された師佐の内訳か、あるいは家族の内訳か、いずれかだったということになる。ただし師佐自身が召喚されずに「在本縣」つまり本貫の県に現住しているということはあるから⁽⁷⁾、これに関しては家族に関わる内訳簡だったと考えてよい。これ以外の3種4点については、内容からはどちらとも判断できないが、先の3点同様、家族に関わる内訳簡だったのではあるまいか。

つぎにこれら7点以外の簡について見てみると、師佐の員数とその家族の員数が併記されているもの（記載順序には、「師佐」+員数+「家族呼称」+員数、員数+「師佐」+「家族呼称」+員数という2種がある）⁽⁸⁾はほぼ全て「見今送」という文言で結ばれていることがわかる⁽⁹⁾。一方それに対し、家族の員数だけが記載されているものには、「見今送」と「在本縣」があり、後者のほうがより多いようである⁽¹⁰⁾。師佐は本貫の県から郡治の臨湘県に召喚されており⁽¹¹⁾、そのことは師佐簡の末尾に「見」字が付されていることから明らかである。この1字は「見在」を意味していると考えることができる。そして内訳簡の「見今送」の「見」字はこれと同義と考えてよいだろう⁽¹²⁾。しかし師佐の家族が全て師佐とともに臨湘県に移ったわけではなく、本貫の県に在住したままだった家族もあったに違いない。「在本縣（留）」⁽¹³⁾とはそのような家族を指していると判断できる⁽¹⁴⁾。また師佐簡の一部に見えている「單身」という文言だが、時代がはるかに下るが、敦煌から出土した唐代の差科簿「唐天寶年代（750年？）燉煌郡燉煌縣差科簿」（B. N. P. 3559, 2657, 3018 〈録〉【池田1979:263-281】）にも見えている。かつて西村元佑は、唐代史料を博搜して、これが「單丁」と同義であることを明らかにした【西村1960:425（西村1968:604-605）】。ここでも、師佐

が戸主である家族のなかで、丁男が師佐自身だけの場合、このような併記がなされたと考えておきたい¹⁵⁾。

ここでは以上のことを確認するにとどめ、章を改めて師佐簿の集計簡と内訳簡の具体的な関連について考えてみたい。

4. 集計簡と内訳簡 — 師佐簿の場合 —

それでは、これら内訳簡はいかなる集計簡に随伴されていたのだろうか。これが問題である。ここでは韓樹峰の成果【韓2004】によりながら、検討してみよう。

韓は、内訳簡の「見今送」を「発送至（長沙）郡」の意味に解釈し、各県ごとの師佐の員数と「見今送」とされた師佐の員数は合致するはずだと考える。そして簡番号が隣接しないしは近接するなかで、以下のような復元を試みる。

A 「吳昌縣師佐簿」（韓樹峰復元）

ア・凡吳昌領師佐十 | 四人弟妻子卅七人合 | 五十一人 (5908)

イ 其 | 十四人師佐弟妻子廿一 | 人見今送 (5907)

ウ 其 | 十六人弟妻子在本 | 縣 (5978)

B 「永新縣師佐簿」（同上）

エ 右永新領 | 師佐五人妻子七人合十 | 二人 (5915)

オ | 其師佐五人妻子五人見 | 今送 (5974)

カ | 其二人在本縣 | (8205)

このうち後者は、カ (8205) に「妻子」の2字がないのが難点である。またもしこの2字の有無を問わないならば、7918（前章のヤ）も可能性があるが、残念ながら図録本の写真からは決しがたい。しかしAをふまえて繰り返すと、集計は師佐の本貫である県ごとに行われたが、そこには師佐の員数とその家族の員数が記され、さらにその合計の員数が「合」字によって導かれていた¹⁶⁾。そして「其」字に導かれた内訳は、「見今送」の師佐とその家族、「在本縣」の家

族（師佐は臨湘県に召喚されるので、ゼロ）からなっていることがわかる。このような復元は、ほかにも一部分だけだが可能である。

C 「下雋縣師佐簿」

キ・凡下雋領師佐 | 十八人母妻子卅七人 | 合五十五人 (6727)

ク | 其師佐十八人母妻 | 子廿二人見今送 (7507)

D 「劉陽縣師佐簿」

ケ□劉陽領師佐 | 十二人母兄妻子廿 | 九人合卅一人 (6757)

コ | 其師佐十二人母兄妻 | 子十八人見今送 (7524)

C・Dいずれの場合も、「在本縣」とあるはずの家族（Cでは「母妻子」、Dでは「母兄妻子」）の内訳簡を欠いているが、可能性としては十分に考えられる。またこれら6点（イ・ウ・オ・カ・ク・コ）以外の内訳簡も、その多くは同じように各県ごとの師佐とその家族の集計簡に随伴されたものだったと考えて大過あるまい。県ごとの集計簡にも上記のア・エ・キ・ケの4点のほかに、以下のようなものがある。

サ凡醴陵領師佐廿六 | 人母弟妻子六十二 | 人合八十八人 (7470)

シ・右安成師佐□□ (7588)

シは欠損箇所が大きく詳細は不明だが、サは上の4点と形式を同じくする醴陵県の集計簡である。また

ス 右安成師佐 | 四人妻子五人見今 | 送 (6725)

セ・凡送新領師佐 | 五人父母妻子十人 | 合十五人 (8231)

などのように、県単位で「見今送」すなわち臨湘県に現住する師佐とその家族だけを集計したものや、特定の県に限定せず、「送新」（「新たに臨湘県に召喚された」の意か）の師佐とその家族を集計したものもある。後者は簡の冒頭から

書写されていることやその用字・用語（「・凡」）などから考えて、総計簡であろう。それに対して前者はその下位の層位の小計簡だったとも考えられるが、確証はない。また前章に掲げた47点の内訳簡のなかに、このような集計簡に随伴されていたと考えられるものも見出すことができない。

以上、物故簡を含めて師佐簿の内訳簡、そしてその集計簡との関連について2章にわたり、検討してきた。師佐簿の表題簡には、特定の職種の師とその家族だけを抽出した名籍もあったことを推定させるものもあるが¹⁷⁾、ここで明らかになったのは、師佐とその家族が先ず本貫の県を単位にして把握されていたということである。師であるのか佐であるのか、またいかなる職種の師ないしは佐であるのかという点は副次的な意味しか持ちえなかったかのごとくである。本貫の県の下位の層位でも、これらの諸点は問われることなく、現住の師佐とその家族の口数、死亡した師佐の家族の口数が集計された。さらに県ごとの総計の内訳でも、「今見送」（師佐とその家族）か「在本縣」（家族）という現住地、より正確に言えば管轄主体こそが重視されていたのである。

師佐が、郡治である臨湘県に召喚された後も、その本貫の県を単位として把握されていたということは、彼らが吏民簿によって把握される一般の民戸と類似した存在形態をとっていたこと、換言すれば一般の民戸から選抜された可能性が高かったことを示しているのではあるまいか。これについては、師佐簡の「單身」なる表記が傍証になるだろう。すなわち師佐が属する戸における丁男の口数が問題にされているのであり、かつ「單身」の師佐が少ないことは¹⁸⁾、師佐は複数の丁男を擁する戸から優先的に選抜されることになっていたことを示唆している。

5. 内訳簡の集成 — 吏民簿の場合 —

次は吏民簿の内訳簡である。「はじめに」でも述べたように、吏民簿では戸〈家〉、里、そして郷という層位ごとに集計が行われた。このうち戸については、集計簡だけで、内訳簡は随伴しないか、または第1章に例示したような集計・

内訳簡が作成されたかのいずれかであったと考えられるが、戸ごとの集計簡は上位の里や郷ごとの集計に際して参照されたはずで、その形式は確認しておく必要がある。とりあえず多様な形式から1例ずつ掲げておこう。

- | | | | |
|---|------------------|--|-------------------------------------|
| ア | 右禮家口食合 四人 | | 其 ^{三人男} _{二人女} (6) |
| イ | 凡口九事 | | 訾 一 千 (948) |
| ウ | ・右銀家口食十二人 (1619) | | |
| エ | 右頭家 口食四人 「中」 | | 訾 五 十 (2923) |
| オ | ・凡口三事 筭二事 | | 訾 五 十 (4920) |
| カ | 一家合十一人 | | (8438) |
| キ | 右恕家口食二人 筭二 | | 訾 五 十 (8461) |

安部聡一郎は、この7例のうち、イを除く6例を戸主の名が記されているものと、記されていないものに大別し、オが集計簡として一般的な形式だったことを説いている【安部2004:45-46】。なぜこのように多くの形式が並存していたのか、という問題はおくとして⁹⁹、諸形式の異同を簡単に整理しておきたい。いずれも口数(口食)の集計が最初に記されているのは当然として、オでは「事」や「筭」、そして「訾」などが記入されている。このうち「事」(イやオではたまたま数が記入されていない)は力役の対象となる口数¹⁰⁰、「筭」は人头税の対象となる口数、そして最後の「訾」は戸としての資産額ということになる。

このような集計の基礎になった吏民簿の本文、すなわち戸主簡や家族簡には、「筭」数(「一」)が明記されているが、「事」数と「訾」額は明記されていない。もっともこのうち「事」数は戸主簡や家族簡などから各人の性別と年齢が判明するし、病気や障害をもつ場合はその旨が明記されているので、該当者を加算すれば簡単に割り出すことのできる数字ではある。しかし后者は、本文からは導き出せない。小林洋介が指摘しているように【小林2005:10】、「訾」額は必ずしも口数とは対応関係にない。そのため小林は、これを「戸を部類分けするための符号的な数値」と推測するが、問題はかかる数値が何を根拠として算出されたのか、ということであろう。少なくとも、吏民簿の本文記載だけ

からは導き出せないことは明らかである。

もっとも以上は、本文が一点一名の単独簡の場合である。一点に複数の戸内構成員（戸主と家族または家族と家族）が書写された連記簡の場合、形式的には続柄・名・年齢という必要最低限のデータをこの順序で配列しただけだったので²⁰、「事」数のみならず、「筭」数も割り出さねばならなかった。「訾」額については言うまでもない。

吏民簿の内訳簡については、以上のことを念頭に置きながら検討することになるが、既に小林洋介が整理を試みており、また内訳簡には「給戸内訳簡」、「戸品内訳簡」、および「戸内訳簡」の3種があったことを説いている【小林2005】。このうち、前2者についてはあらためて検討するとして、それ以外の内訳簡（小林が「戸内訳簡」としたものを含む）を掲げると、以下のようになる。

- ク | 其廿三戸□□□□□ (4097)
- ケ | 其六戸新□□□口食□ (4104)
- コ | 其三戸□□□ (4105)
- サ | 其五戸厖羸老□ | □□ (4257)
- シ | 其三百卅四人小口々收錢五合 | 一千六百七十 (4436)
- ス | 其六百八人大口々收錢廿八合 | 一萬七千廿四錢 (4464)
- セ | 其六口□□ (4569)
- ソ | 其二百五十二人算人收錢 | 一百廿合三萬二百卅 (4980)
- タ □其廿二戸□□ (5507乙・編綴箇所不明)
- チ | 其一千一百八人女 | (7656)
- ツ | 其□百廿人算人收錢百卅^マ□ (9791)
- テ 其廿三回□ (9837・編綴箇所不明)
- ト | 其卅三戸□ [厖] 羸老鈍□□ (9879)

諸吏簿や師佐簿とは異なり、図録本【整理組(編)2003】には、多くの吏民簿本文が収録されており、戸単位の集計簡もそれに比例するかのようにならぬものが収録されているのだが、里もしくは郷単位での集計簡に随伴する内訳

簡は、小林が「給戸内訳簡」や「戸品内訳簡」としたものを除くと、わずかこの13点にすぎない。しかも欠損・難読の部分を含むものがほとんどである。このうちチは女口の総数を記したと思われる内訳簡で、男口の総数を記した内訳簡と対をなしていたのであろう。少数とはいえ、第1章に掲げたような戸ごとの集計・内訳簡が作成された以上、里や郷といったその上の層位で口数の合計に付して男女の内訳が記されたとしても不思議はない。4桁の数からして、里ではなく郷の集計簡に随伴されたのだろうが、それにしても大きい数字ではある²²。またサとトは同類の内訳簡だが、「庖嬴」は障害者、「老鈍」は老人を意味し、それらが戸主となっている戸数を表記した簡だったと思われる²³。里の集計簡によれば、その戸数は最小27戸（某里，8677）から最大58戸（□陽里，5576）に収まるので【關尾2006】、トの戸数は里のそれとしては大きすぎ、自ずと郷の集計簡の内訳簡だったことがわかる。であればサもそれと同じように考えてよいだろう。このほかでは、ソが筭の納入者数と納入額の総計を記したものである。郷の集計簡には「筭錢」の合計額を併記しているものがあるが、62,118錢（□遷里^マ，9407）という数字が目安となる。ソにある1人120錢とすると、520人弱の分となる。□遷里^マの戸数は255、口数は1113人なので、「筭錢」の納入者は約半数となる。ソの場合は納入者は252人なので、全体の口数はその2倍として約500人といったところか。里の口数は最大でも300人強（□陽里，5576）、最小では74人（某里，8677）なので、500人という数字は里としては大きすぎる。やはり小さな郷と考えるべきであろう。ツはこれと同類簡の断片と思われる²⁴。またシとスは、簡番号が近接しているので対になっていたと思われるが、口数を成丁（大口）とそれ以下（小口）に分け、人頭的に賦課された錢額の総額を算出したものである。成丁とそれ以下の口数を加えると942人となり、郷の口数としては妥当なところである²⁵。

以上、13点のうち多少なりとも内容理解が可能な7点について見てきたが、いずれも郷の集計簡（帳尻簡）に随伴された内訳簡と考えられるものばかりであった。

それでは次に小林が「給戸内訳簡」とした内訳簡を掲げよう²⁶。

- ナ | 其一戸給度卒下品 | (5327)
 ニ | 其一戸給鍛佐下品之下 | (5429)
 ヌ | 其一戸給三州倉父下品之下 | (5435)
 ネ | 毘田戸給鍛佐下品之下 | (5440)
 ノ | 其七戸給郡吏下品 | (5447)
 ハ | 其一戸給州吏下品 | (5452)
 ヒ | 其十二戸給縣吏下品 | (5467)
 フ | 其二戸給庫吏中品 | (5472)
 ヘ | 其一戸給縣卒下品 | (5474)
 ホ | 其一戸給度卒下品之下 | (5490)
 マ | 毘田戸給縣吏下品 | (5648)
 ミ | 給軍吏下品 | (5652)
 ム | 給度卒下品之下 | (5654)
 メ | 其十二戸給郡吏下品 | (5677)
 モ | 給郡吏下品 | (6043)
 ヤ | 給縣吏下品 | (6108)
 キ | 其卅二戸給郡毘田 | (9997)

これは、「[「其」字+戸数+「給」字+対象者(吏や卒など)+戸等]という形式を有するものでいずれも三段書きの二段目の冒頭から書写され、三段目までは及んでいない。戸主簡と家族簡とを問わず、吏民簿のうち単独簡の本文には、「給某吏」・「給某卒」・「給某兵」といった注記を有するものがある【安部2004】。一般民戸の成年男子のなかから徴発されて吏・卒・兵のもとで雑役に充てられていたことを示す注記と考えられる⁵⁹⁾。したがってこの種の内訳簡は、単独簡を用いた名籍の集計簡に随伴されていた可能性を想定できるが、かかる注記をもたない連記簡とは無縁であろう。ただ各簡の末尾にある戸等は、吏民簿本文には記載がないものである。たしかに戸等は「訾」額により決定されるものだろうから、その額がわかれば自ずと「中品」、「下品」、「下品之下」、そして「上品」といった戸等は決まるのかもしれないが、煩雑なことは確かである。

なお郷と里いずれの集計簡に随伴されていたかという問題だが、最後の卅の42戸という戸数は、先にも述べた里全体の戸数にも匹敵するので、ここでは郷全体の集計の内訳を示したものと考えておきたい、同類のものも、戸数が少なくとも郷の内訳簡だったと考えるのが妥当であろう。

最後は小林が「戸品内訳簡」とした内訳簡である。

ユ	☐田戸上品	(1365・編綴箇所不明)
エ	其八十四戸下品之下	(5319)
ヨ	其二戸上品	(5324)
ラ	其六戸中品	(5426)
リ	☐…下品	(5432)
ル	其九戸中品	(5433)
レ	☐五十戸下品之下	(5445)
ロ	其二戸田品	(5492)
ワ	其卅二戸下品	(5499)

これは、「[「其」字+戸数+戸等]という形式のもので²⁸、三段書きの二段目冒頭から書写されている。戸等ごとの戸数を記したものだが、これも「訾」額がわかればそれを戸等に置き換えことによって集計が可能になるものである。ただし、上の「給戸内訳簡」もそうだが、戸ごとの集計簡に「訾」額が明記されていることが最低条件となろう。またエ（84戸）・レ（50戸）・ワ（32戸）などの戸数から判断して、これも郷全体の戸数を集計したものと考えることができる。もちろん上の9点には複数の郷のものが含まれているが、戸等から言えば「下品之下」が84戸（50戸？）と圧倒的に多く、32戸の「下品」がこれに続き、「中品」（6戸、9戸）や「上品」（1戸？、2戸）は一桁だけで、数から言えば、きわめて限られていたことがあらためてわかる。

吏民簿の内訳簡である可能性をもつものは以上である。これらは記載された戸数などから判断して、いずれも郷の集計簡に随伴された内訳簡だったと考えられる。しかしこれらが吏民簿の内訳簡というのはあくまでも可能性であっ

て、実際に吏民簿に附されていたのか、附されていたとすればどのように附されていたのか、といった問題については集計簡や本文などと比較しながら検討を行う必要がある。次章ではこの検討を試みたい。

6. 集計簡と内訳簡 — 吏民簿の場合 —

前章では、小林洋介の分類を尊重して吏民簿の内訳簡を「給戸内訳簡」, 「戸品内訳簡」, および「戸内訳簡」を含む「それ以外の内訳簡」に分けて見てきた。「それ以外の内訳簡」には多様な内訳簡が混在しているが、本章の課題は、これら各種の内訳簡がどのような形で集計簡に随伴されていたのか、という問題である。いやそのまえに、これらの内訳簡はほんとうに吏民簿の内訳簡だったのだろうか、という問いに答えておく必要もあるだろう。とくに「戸品内訳簡」については、名籍ではなく、以下のような戸等・戸税簡の集計簡の内訳簡だった可能性も捨てきれないからである。

ア都郷男子朱敬故戸上品出錢 | 一萬二千圓租□ (172正)

入錢畢民自送 | 牒還縣不得持還□□ (172背)

戸等・戸税簡はこのように両面に書写されているのが特徴で、正面は、「郷名(いずれも都郷) + 身分(男子, 縣吏など) + 姓名 + 「故戸」 + 戸等(上品, 中品, 下品など) + 「出」字 + 錢額(一萬二千, 八千, 四千など) + 「(臨湘) 侯相」 + (下缺)」という形式を有し、背面には、「入錢畢民自送牒還縣不得持還與田□□」(381背, 413背など)という定型句が書写されている。背面について張榮強は、「田」字以下を典田掾などの郷吏と考え、吏民に対して錢の完納と納税証明書の県への送達を求めた一文と解する【張2004:194】⁹³⁾。かかる解釈以前に戸等・戸税簡の性格や機能が問われるべきであろうが、その点については必ずしも詳らかではない。あるいは都郷の責任で作成された、臨湘侯国への戸錢の納入記録であろうか。納入された額は戸等により違いがあるが⁹⁴⁾、納入年月日の記載や納入先となった吏員の自署などは確認できない。また都郷の事例し

か出土していないので、おそらく略式の簿籍だったのであろう。もちろん表題簡や集計簡と思しきものも見当たらない。さらにこれらの戸等・戸税簡が2000番までの若い番号に比較的集中しているのに対し、「戸品内訳簡」は先に見たように、ユ(1365)以外は全て5300, 5400番台に集中している。したがってこの点からも、両者が一連の簿籍を構成していた可能性はきわめて低いと言わざるをえないのである。したがって現時点では、「戸品内訳簡」も含めて前章で見た内訳簡はいずれも吏民簿の集計簡に随伴されていたと考えておくのが最も妥当なところであろう。

では、これらの内訳簡はどのような形状で集計簡に随伴されていたのだろうか。吏民簿の郷ごとの集計簡には、吏民の戸数、口数、および筭錢額などが列記されていた。これらとりわけ戸数と口数は吏民簿にとって一番基礎的なデータだが、内訳簡には、それ以外の副次的なデータが記載されていたと考えることができよう。この点で参考になるのが、時代ははるかに降るが、敦煌から出土した6世紀中頃の「西魏大統十三(547)年瓜州効穀郡(?)計帳」(B. L. S. 613〈写〉【歴研他(編)1990:78-85】〈録〉【池田1979:149-165】・【山本他(編)1985:3-13】)である。本文書は山本達郎によって初めて紹介されて以来【山本1954A・B】、その性格や内容をめぐって多くの議論が引き起こされてきたが、ここでは池田温の成果【池田1979】によりながら、まとめておきたい⁹¹⁾。

本文書は、各戸別記載の部分と33戸からなる集団の集計記載の部分からなるが、前者には、戸主を筆頭にして戸の構成員(続柄・名・生年・年齢・身分ないしは丁中)が列記され、さらにその下方に当該戸の①合計口数が「凡」字に導かれて記されている。そしてそのさらに下方には、口数の生死の内訳が、また生(見在)については、課(見輸)と不課の内訳が記され、さらにそれぞれについて男女の内訳が明記されているのである。これらの部分が戸ごとの集計・内訳に相当するのだが、それとは別に構成員が列記された後方には、租調である②布・③麻・④租の合計額がそれぞれ「計」字で導かれて、さらに続いて⑤田土支給対象者数(受田口)がやはり「計」字で導かれ、最後に⑥法定支給田土額(應受田)が明記されている。注目すべきはいずれも内訳が併記されていることであろう。この場合の内訳とは、租については租と折納品(草)ご

との額、支給対象者数は男女(妻)ごとの員数、田土額は既受と未受ごとの額(前者についてはさらに田種ごとの内訳)などである。戸内に奴婢(賤)などが含まれる場合は、最初に良賤区別が示されている。既受の田土の地段とその所在は、このような集計・内訳の後方つまり戸別記載の最後に一括して列挙される。池田によれば、後者すなわち集計記載の対象となった33戸の集団は、かかる戸別記載が残されている戸とは別の戸からなる集団とのことだが【池田1979:40】、上に見たような戸別の集計・内訳を根拠にして集団の集計が行われたことは認めてよいだろう。そして集団の集計も詳細な内訳を伴うものだったのである。

残念ながら、集団の集計部分は冒頭が裁断されて不明なので、戸数と口数の総計は数字そのものも集計方法もわからない。「都合」で導かれて総計が記されているのは、24行目のⅡ調布からである。この調布、そしてⅢ麻(32行目)、Ⅳ租(39行目)、Ⅴ税租(50行目)、Ⅵ課丁男(60行目)、およびⅦ應受田(戸、69行目)などの総数がこの順序で明記されている。また23行目までには、口数の内訳が列記されており、その前にⅠ口数の総計が記されていたことは疑いない⁸²。いまこれを戸別の集計データと比較してみると、後者、集団の集計部分にはⅤ税租とⅥ課丁男が新たに加わっているが、それ以外は戸別の集計と記載項目も記載順序も等しいことがわかる。戸別の集計では⑤田土支給対象者数と⑥法定支給田土額が独立した項目になっていたが、集団の集計では、「都合應受田」のタイトルのもと、⑤と⑥のデータが一括して掲載されているので問題はない。集団の集計部分にのみ出てくる2項目のうち、税租は不課戸を対象としたものなので【堀1975:270-273】、課戸からなる各戸別記載の部分には記載がないのが当然と言えよう。一方課丁男は「都合」で導かれた員数総計の後方に、「雑任役」と「定見」(さらに「六丁兵」と「乗」に分かれる)ごとの員数が記されている。ようするに、ここで重要なのはいかなる役務に従事しているのか、ということであったわけで、その意味では租調や税租などと同じように負担の総計データであり、記載順序も理にかなっている。また堀敏一が指摘しているように、このうち「定見」はⅠ口数の内訳部分に見える「課見輪」の男子の員数に一致する【堀1975:258-259】⁸³。したがって各戸別記載の部分の集計・

内訳記事にはないものの、それを総覧すれば容易に導き出せる数字であったと考えることができるものである。

以上をあらためて整理すれば、集団の集計記載の部分は、A口数とその内訳（「不課」— 4行目まで—と「課見輸」— 5行目以降—に大別）、B麻・布・租・税租・課丁男（役務）などの諸負担とそれぞれの内訳、そしてC田土すなわち均田制の実施状況に関連する集計と内訳という3つの部分から構成されていたことがわかるのである。このことを確認した上で、再び呉簡の世界に立ち戻ろう。

西魏の計帳文書中、集団の集計記載の部分に見られる形式（記載事項と記載順序）から類推するに、呉簡の吏民簿の集計・内訳部分も、（戸）口に関するデータが最初に、そして当該戸口の諸負担に関するデータがその後方に配列されたと考えることができよう。「戸品内訳簡」は前者に、「給戸内訳簡」は後者に該当するが、「その他」として一括した内訳簡（前章のク〜ト）は検討が必要だろう。そこには多様な内容のものが含まれているからである。あらためて分別を試みると、以下のようにならうか。

- a) 「新」（新附か）の戸数と口数（口食）を記した簡：ケ。
- b) 障害者や老人が戸主（戸人）となっている戸数を記した簡：サ、ト。
- c) 女性の員数を記した簡：チ。
- d) 員数と一人当たりの筭額を記し、最後にそれを乗じた額を記した簡：ソ、ツ。
- e) 成人（大）の員数と一人当たりの錢額を記し、最後にそれを乗じた額を記した簡：ス。
- f) 小人の員数と一人当たりの錢額を記し、最後にそれを乗じた額を記した簡：シ。
- g) 戸数を記した簡（詳細不明）：ク、コ、タ、テ。
- h) 口数を記した簡（詳細不明）：セ。

このうち、最後のg)とh)については検討を断念せざるをえないが、それ以外については、a)〜c)が戸口に関するデータ、d)〜f)がその諸負担に関するデータというふう到大別することができよう。a)は郷の集計簡と同

じように、戸数と口数が併記されており、今回の吏民簿の作成に際して新たに附籍された戸数と当該戸の口数を抜き出したものだった可能性がある。また b) は戸数の総計に附属して、戸主の内訳を記したもので、c) は口数の総計に附属して、男女の内訳を記したものと考えることができる。後者については、第1章で紹介したような戸ごとの集計・内訳簡を基礎にすれば作成は容易だったはずである。なお「戸品内訳簡」は戸数を記したもので、c) の前で、b) の前後に配置されたと考えられよう。

それに対して d) ～ f) だが、算錢額を記した d) が最初に、次に e) ・ f) が配され、役務に関わる「給戸内訳簡」はこれらの後方に配されたのではあるまいか。吏民田家萌や賦税納入簡などからわかるように、三国・呉の時代も、民戸には多種多様な負担が課せられていたのだが、吏民簿の本文に記されている負担の種類は決して多くはなく、集計簡やこれら内訳簡に見える負担も、算錢と「給戸内訳簡」にまとめられている吏・卒・兵のもとでの雑役を除けば、やはり人頭的に賦課されたと思しき e) ・ f) などの錢に限られていた。

吏民簿の内訳簡についてまとめることができるのは、以上で尽きる。西魏の計帳文書はⅠ口数以下、Ⅶ應受田に至るまでそれぞれの項目に、詳細な内訳が記載されており、一つの内訳ごとにさらに何層にも区分がなされている⁹⁴。吏民簿の場合も、同じような複雑な区分が行われていた可能性は十分に考えられるが、内訳簡の形態や形式からは窺い知ることはできない。

おわりに

本稿では、三国・呉時代の各種名籍の集計簡に随伴された内訳簡について集成しつつ、その集計簡との関連について初歩的な検討を試みた。対象としたのは、『長沙走馬樓三国呉簡 竹簡〔壹〕』【整理組(編)2003】に収録された竹簡に限定されているので、今後陸續と紹介されるであろう竹簡群によって、本稿の検討が意味を失うことも予想されるが、とりあえず以下のことを確認しておきたい。

各種名籍のうち、師佐簿と吏民簿は集計簡に内訳簡が随伴されていたこと、

内訳簡は「其」字で内容（項目や数量）が導かれていたこと、さらに吏民簿の内訳簡は「西魏大統十三（547）年瓜州効穀郡（？）計帳」のうち、集団の集計記載の形式を参考にすると、性格や配列をある程度までは推測できること、以上である。

ところで各種簿籍の内訳を導いた「其」字は、書写材料が簡牘から紙に移行した後も、なお引き続き集計の内訳を導くために用いられた。トゥルフアンから出土した「高昌年次未詳（5世紀後期）石垂等諸渠麥・傭・豆・瓜等畝數簿」（Ⅱ x 02683 v + Ⅱ x 11074 v 〈写〉【上海他（編）1998A:332】〈録〉【關尾2002:16】）や「高昌年次未詳（5世紀後期）牛・犢・驢出入曆」（Ⅱ x 02887 〈写〉【上海他（編）1998B:112】〈録〉【關尾2002:18-19】）などから、それは明らかである。しかし5世紀後期に属する両文書を最後にして、「其」字は簿籍から姿を消したかのごとくである。それからさらに約一世紀を経た西魏の計帳文書にはもはやその痕跡も認められないからである。計帳文書は、行頭の位置を微妙に上下させることによって、各種内訳の層位を示しているのである。複雑化した内訳の層位を示すためにはかかる形式が合理的だったのであろう。

もっとも複雑化したのは内訳の層位だけではなかった。「都合」で導かれる各種の集計も多岐にわたったのである。均田制の施行期であればそれは当然とも言えようが、調布・麻・租・税租・課丁男と並んだ諸負担も忘れてはなるまい。算錢をはじめとする人頭的な錢は調布・麻に、吏・卒・兵のもとでの雑役は課丁男にそれぞれ対応するとして、租・税租なる税種と、吏民簿は無縁であった。三国・呉の時代、それは吏民田家牒をはじめとする吏民簿以外の簡牘によって別途掌握されていたと考えるべきなのであろう。

さらにもう一点付け加えることができるとすれば、西魏の計帳文書では、各戸の冒頭に台頭して「戸主」という用語が明記されている。それは「戸人」という三国・呉の時代の吏民簿とはもちろんのこと、「戸人」とも「戸主」とも記さない「五胡」時代の敦煌・トゥルフアン戸籍とも明らかに異質であって、既に隋唐時代に連なる要素が用意されていたのである。

【註】

- (1) 本稿は、長沙呉簡研究会例会における「竹簡の内容理解に向けて・Ⅱ」（2006年5月27日、於お茶の水女子大学）なる報告を基礎にしている。なお2005年3月と8月に長沙市博物館において呉簡を実見する機会を得たが、本稿ではその成果を十分に活かすことができなかつたことをお断りしておきたい。
- (2) 本稿では、図録本【整理組（編）2003】の写真によりながら、一部その釈文を改めたが、煩瑣になるので、註記は省略した。また編綴痕は写真から判明するかぎり、「|」で示した。したがってこのマークを欠く場合でも、編綴されていないかつたというわけではない。これは冒頭の墨点についても同様である。また別筆（朱筆）については、「」で示した。
- (3) 本文に掲げた8点以外にも、「其」字以下が欠損している簡が少なくない。これらのなかにも同じ形式のものが含まれている可能性があるが、以下のような集計簡もある。

① ・右銀家口食十二人（1619）

② 右恕家口食二人 | 筭二 | 訾 五 十（8461）

すなわち「其」字以下を最初から欠いているものや、「其」字で内訳を導くかわりに、筭数や訾額を記したものなどである。したがって「其」字以下が欠損している場合、①や②である可能性も低くはなく、本稿では全て対象外とした。

また安部聡一郎は、図録本の写真から、328も同形式の集計簡としているが【安部2004:51註3】、写真からは確定できなかったので、本稿では除外した。

- (4) 例えば以下のような例もある。

① 一家合十一人 | （8438）

すなわち「合」字が挿入されているものの、「其」字で導かれる内訳を欠いているものである。「合」字と「其」字が必ずセットで用いられたとは言えない例である。

なお「其」字が内訳を導くこの形式は既に漢代の簿籍簡牘にも見られるが【李2003】、漢代にはなお「其」字を欠くものもままあるようだし、「合」字もほとん

ど用いられていないようである。

- (5) 諸吏簿の場合、現存しているものから判断する限りでは戸主簡も家族簡も記載事項がきわめて簡略なため、吏ごとの集計段階では明記すべき内訳は、それぞれ家族の男女構成程度しかなかったのではあるまいか。前章でも見たように、吏民簿の戸ごとの集計簡でも、男女内訳を明記したものはごく少数であった。これは単なる偶然ではなく、当該時代にあってはなお男女の性別が戸口把握において最重要の問題になってはいなかったという事情を反映していると考えらるべきであろう。
- (6) 「見今送」と「今見送」という2種の文言があるが、同じと判断し、本文中では前者に統一する。
- (7) 師佐簡のうち、「在本縣」とあるのは以下の2点だけである。

- ① □冶師醴陳利□ | 年卅八在本縣 | (6657)
 ② 乾鏃佐劉陽焉□□ | □困困困困 | (7598・編綴箇所は推測)

このうち後者は積読不能文字が3字あるので、ここに師佐自身の名に続いて続柄と名が入ると思われるので、師佐簡ではないと判断されよう。前者でもこの箇所に積読不能文字があるが、1字分だけなので、判断はむづかしい。なお「見」字が書き入れられた師佐簡は79点確認できるので、かりに①が師佐簡だったとしても、きわめて例外に属することにはかわりない。

なお王素らは、この「本縣」を臨湘県としているが【王他1999:32】、かかる解釈が成立しないことは、本文から明らかであろう。

- (8) このうちヒ(7497)は、師佐とその家族の合計の員数も併記されている。
- (9) 「ほぼ全て」と書いたのは、メ(7608)だけは、「師佐」の語が見えているにもかかわらず、「在本縣」となっているからである。ただこれに関しては欠損が大きく、かつ「母弟妻子」の員数が記されていない(直上にある「一人」というのが、その員数であるという可能性は、「母・弟・妻・子」すなわち複数のはずなので、成立しない)などの問題がある。
- (10) 該当する簡の記号と番号を列記しておく。

「在本縣」簡:イ(5824)、ケ(5931)、サ(5978)、シ(6014)、ス(6019)、セ(6032)?、ソ(6617)、ニ(6806)、ヌ(7357)、ノ(7439)、ハ(7473)、マ(7546)。「見今送」簡:ウ(5825)、ク(5920)、ツ(6719)、テ(6726)、ホ(7537)。その他:ネ

(7435)。

- (11) 師佐には、下記のように臨湘県を本貫とするものもいた。

① ㊦佐臨湘仇小年卅 | 邑 | 見 (5928)

もちろんこのような場合にも、「在本縣」ではなく、「見」である。したがって厳密に言えば、これは現住地を示すのではなく、管理区分を示すと言うべきかもしれない。この点で、師佐が作部に属し、兵曹の管轄下にあったとする羅新の見解は傾聴に値する【羅2000】・【羅2005】。

- (12) 内訳簡から判断する限り、「見今送」と「在本縣」とは並立しない、二者択一的なカテゴリーである。それは本文の家族簡の、「見」と「在本縣」に対応すると考えてよいと思えるが、1点だけ以下のような事例がある。

① | ㊦妻㊦田㊦困㊦困縣 | 見 (6744)

例外として処理したいところだが、解釈が不可能である。

- (13) 「在本縣」というのが一般的な表記だが、家族簡のなかには「在本縣 留」というように、「留」字が附されたものがある。この文字の有無によって内容に違いがあるのか否か、直ちには明らかにしきたいが、「留」字は「見」字と同じように、簡の下端に書写される。なお「留」と同じレベルのカテゴリーと思われるものに「屯將行」がある。
- (14) 次に掲げる簡は、師佐の家族が本貫の県と臨湘県に分断される場合もあったことを示している。

① ㊦㊦年廿二見 | 曹妻思年卅二在本 | 縣 (6623)

- (15) 師佐簡で「見」字に加えて「單身」という文言を有するものは17点で、文言を有さない61点に比べると少ない。このことは、「單身」でないことが師佐の条件だったことを推測させる。註(11)に紹介した羅新の見解とあわせ考えると、師佐の任務や負担が軽くはなかったことを示唆しているようである。
- (16) 言うまでもなく、この「合」字は師佐とその家族の合計であって、文脈上では「見今送」と「在本縣」の和ではない。

(17) 次に掲げる表題簡である。

① 鑪師□師□師錦師母妻子人名年紀爲簿如牒 見 (5948・編綴箇所不明)

(18) 註(15)を参照されたい。

(19) 吏民簿は郷を単位として作成されたと考えられるので、戸ごとの集計簡に見られる形式の多様性は、作成主体である郷の裁量や判断に由来するのか、あるいは作成年代の違いによるのか、現時点ではこのような可能性しか想定できない。

(20) 「事」字の解釈には定説がないようだが、本稿では安部聡一郎の解釈【安部2004: 49】に従っておきたい。

(21) ただし病気や障害については、単独簡と同じように記入されていた。

① | 潘妻金妻(?)年廿 | 潘男弟橋年廿盲左目 (7652)

これにより、「事」数から除外されたであろう。なお「筭」数が記入された以下のようなものもあるが、例外とすべきであろう。

②… | 鼠子□年卅二筭一 | □□□□年□歳 (8915)

(22) 郷の集計簡(帳尻簡)に記されている男女合わせての口数は、某郷1,326人(5400)、樂郷795人(8482)、□遷里^{ママ}1,113人(9407)などなので、1,108人という数字は男女合わせての口数に匹敵するものである。

(23) 小林洋介は、「尪羸」を女戸などの弱小戸と解している【小林2004: 20註(19)】。

(24) 汪小烜は、「百卅」を「百廿」の誤記とする【汪2004: 151】。従いたい。

(25) 実際には人頭的な賦課の対象外だった乳幼児や老人がいたであろうから、郷の口数は1000人を上回っていたと考えるべきであろう。

(26) 小林は集成を意図しているわけではないので、該当する簡のうち一部を掲げるにとどまっているが【小林2005: 7】、5452・5467・5652の3点を重複して上げているのは誤りであろう。

(27) 小林はこれを、「官吏に与えられた戸数」とするが【小林2004: 7】、解釈としては無内容である。また張榮強は「某吏」・「某卒」・「某兵」自体を「徭役」ないしは「雑役」と考えているようだが【張2004: 197-199】、それも納得できない。黎虎

の解釈もこれに近く、吏民簿の本文にある「給某吏」という注記を「眞吏」と同じく某吏に就いていると解する【黎2005:59】。

なおヌ(5435)の「三州倉父」は「三州倉吏」の誤記ではないかという教示を、伊藤敏雄から得ることができた。従いたい。

- (28) 小林が「戸品内訳簡」としたなかには、「某」字ではなく「右」字で始まるものも混じっているが、これは集計簡の一部であろうから、本稿では除外して考える。
- (29) 張は、吏民田家蒞を引き合いに出して納税証明書は通常、郷吏を経て県府に上達されたとする【張2004:194】。しかし吏民田家蒞が納税証明書でないことは早くに述べたとおりである【關尾(代表)2002:3-15】。
- (30) 上品：12,000銭，中品：8,000銭，下品：4,000銭というのが標準だったようだが、下品については、2,400銭というデータなどもある(1400ほか)。あるいは戸品内訳簡や給戸内訳簡に見えている「下品之下」が、ここでは下品に一括されていたのかもしれない。
- (31) なお本文書は、正式にはB. L. S. 613の背面(613v)とされている。しかし山本達郎をはじめ先学が述べているように、廃棄された本文書を裁断・貼合して別面に仏典が書写されたので、連続していないにせよ本文書が一次面であることは疑いのないところである。
- (32) 言うまでもなく、一番冒頭には、当該集団の戸数とその内訳が記されていたはずであるが、詳細は不明である。
- (33) 一方の「雑任役」について、堀は口数の内訳部分の「不課」(本来「課見輪」の前方に記載され、現在は欠損している)に入っていたと推測しており、従いたい。
- (34) 例えば、5行目以下の口数のうち「課見輪」の場合、「男」、「妻妾」、および「賤婢」に区分され、前2者については、上中下の戸等ごとの員数がそれぞれ記されている。また「課見輪」の合計員数、3者それぞれの員数、すなわち4箇所の下には、新旧(舊新)ごとの員数がある(「賤婢」は合計でも1人なので、「新」のみ)。「不輪」については、同じように「男」、「妻妾」、および「奴婢」ごとの員数が記され、次いで年齢や障害など理由ごとに員数が記されたのであろう。

【引用文献一覧】

[日文 (五十音順)]

安部聡一郎

2004 「長沙呉簡にみえる名籍の初歩的検討」, 呉簡研 (編) 2004 : 39-53。

池田 温

1979 『中国古代籍帳研究 — 概観・録文一』, 東京 : 東京大学出版会。

小林洋介

2005 「正倉院籍帳と長沙走馬楼三国呉簡」, 『史観』 第153冊 : 1-21。

關尾史郎

2002A 「サンクトペテルブルグ蔵, Ⅱ x 02683 v + Ⅱ x 11074 v 初探 — トウルファン盆地の水利に関する一史料 —」, 『中国水利史研究』 第30号 : 14-26。

2002B (代表) 『出土史料を用いた漢魏交替期の社会変動に関する基礎的研究』 (平成12~13年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C))(2)) 研究成果報告書, 新潟大学人文学部。

2006 「長沙呉簡中の名籍について — 史料群としての長沙呉簡・試論(2) —」, 『唐代史研究』 第9号 : 73-87。

長沙呉簡研究会 (呉簡研)

2004 (編) 『長沙呉簡研究報告』 第2集, 東京 : 長沙呉簡研究会。

西村元佑

1960 「唐代敦煌差科簿の研究 — 大谷探検隊将来敦煌・吐魯番古文書を参考資料として —」, 西域文化研究会 (編) 『西域文化研究』 第3 (敦煌・吐魯番社会経済資料 (下)), 京都 : 法蔵館。

1968 『中国経済史研究』 均田制度篇, 京都 : 東洋史研究会・東洋史研究叢刊 17。

堀 敏一

1975 『均田制の研究 — 中国古代国家の土地政策と土地所有制 —』, 東京 : 岩波書店。

山本達郎

1954A 「敦煌発見計帳様文書残簡 — 大英博物館所蔵スタイン将来漢文文書六一三〇号 —」 (上), 『東洋学報』 第37巻第2号 : 1-60。

1954B 「敦煌発見計帳様文書残簡 — 大英博物館所蔵スタイン将来漢文文書六一

三号一」(下),『東洋學報』第37卷第3号:83-98。

[中文(画数順)]

上海古籍出版社·俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所·俄羅斯科学出版社東方文学部(上海他)

1998 A (編)『敦煌吐魯番文献集成 俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文献』第9卷,上海:上海古籍出版社/聖彼得堡:俄羅斯科学出版社東方文学部。

1998 B (編)『敦煌吐魯番文献集成 俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文献』第10卷,上海:上海古籍出版社/聖彼得堡:俄羅斯科学出版社東方文学部。

中国社会科学院歷史研究所·中国敦煌吐魯番学会敦煌古文献編輯委员会·英国国家图书馆·倫敦大学亚非学院(歷研他)

1990 (編)『英藏敦煌文献(漢文仏經以外部份)』第2卷,成都:四川人民出版社。

王素·宋少華·羅新(王他)

1999 「長沙走馬樓簡牘整理的新收穫」,『文物』1999年第5期:26-44。

北京吳簡研討班(吳簡班)

2004 (編)『吳簡研究』第1輯,武漢:崇文書局。

李天虹

2003 『居延漢簡簿籍分類研究』,北京:科学出版社。

汪小炬

2004 「走馬樓吳簡戶籍初論」,吳簡班(編)2004:143-159。

長沙市文物考古研究所·中国文物研究所·北京大学歷史学系·走馬樓簡牘整理組(整理組)

2003 (編)『長沙走馬樓三国吳簡竹簡[壹]』全3冊,北京:文物出版社。

張榮強

2004 「吳簡中的“戶品”問題」,吳簡班(編)2004:190-202。

黎虎

2005 「“吏戶”獻疑—從長沙走馬樓吳簡談起」,『歷史研究』2005年第3期:53-68。

韓樹峰

2004 「長沙走馬楼三国呉簡所見師佐籍考」, 呉簡班 (編) 2004 : 167-189。

羅 新

2000 「走馬楼呉簡整理工作的新進展」, 北京大学歴史学系 (編) 『北大史学』第7 : 333-340, 北京 : 北京大学出版社。

2005 「呉簡中の“作部工師”問題」, 長沙市文物考古研究所 (編) 『長沙三国呉簡暨百年來簡帛發現与研究国際学術研討会論文集』 : 57-63, 北京 : 中華書局。

[欧文]

T.Yamamoto, Y.Dohi (山本他)

1985 (co-ed.) “*Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Eco-nomic History, II*”, Tokyo : The Toyo Bunko.

【付記】本稿は、平成16-18年度科学研究費補助金（基盤研究（B）(1)）「長沙走馬楼出土呉簡に関する比較史料学的研究とそのデータベース化」（代表：關尾）による研究成果の一部である。

(2006年6月15日稿了, 8月14日補訂)